

お 知 ら せ

2025 年 9 月 3 日
東北電力株式会社

女川原子力発電所における体調不良者の発生について

9 月 2 日夕方、女川原子力発電所構内（屋外）の特定重大事故等対処施設^{※1}の建設工事に従事していた協力会社従業員 1 名が、発電所からの帰宅途中に体調不良を感じたため、救急車を要請しました。

その後、搬送された医療機関において、熱中症のため入院を要する旨の診断を受けました。

本事象は、女川原子力発電所の情報公開基準^{※2}「区分Ⅱ」に該当します。

なお、法令に基づく国への報告が必要となる事象ではありません。

以上

※1 特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

※2 女川原子力発電所 情報公開基準（2023.4.1 運用開始）
[女川原子力発電所 情報公開基準に基づく公表事象](#)